

令和7年度 第2回熱海市国民健康保険
運営協議会 会議録

市民生活部市民生活課

*会議日程

日時 令和8年1月15日(木) 午後3時30分より

場所 熱海市役所 第3庁舎 第1・2・3会議室

(審議事項)

1. 熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について
2. 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について

(報告事項)

1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算概要
2. 令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算概要
3. 国民健康保険税の軽減判定基準の改正について
4. 令和7年度保健事業の実施状況

(その他)

1. 令和8年度に予定される審議案件について

*会議に付した事件

会議日程の審議事項及び報告事項と同一

*出席委員等 13名中7名出席

(被保険者代表委員)

寺島香世 榎本清美 齊藤弥生 (欠席委員 小林優夢)

(保険医・薬剤師代表委員)

佐野佳朗 (欠席委員 渡辺英二、陶山秀夫、宇居宏樹)

(公益代表委員)

加藤正春 杉山 勝 坂本信夫 (欠席委員 黒川宣夫)

(被用者保険代表委員)

(欠席委員 松岡利行)

(行 政)

齊藤熱海市長 三枝市民生活部長

荒田市民生活課長 小原税務課長 佐藤健康づくり課長

芹澤課税室長 川口納税室長 鹿田健康づくり室長

下田保険年金室長 小川朋宏保険年金室主幹

事務局（森野職員、小川雄大職員）

○国保主幹

皆様こんにちは。

本日は大変ご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、令和7年度第2回熱海市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

はじめに本日の次第、席次表、協議会委員名簿、所属職員名簿、協議会規則、熱海市国民健康保険運営協議会資料、令和7年度保健事業の報告になります。いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それではまず、熱海市国民健康保険運営協議会規則第5条の定足数についてでございます。

委員13名中、現在7名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、本協議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは市長からご挨拶を申し上げます。

○市長

はい。皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、熱海市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から、国民健康保険事業の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

国民健康保険でございますが、被用者保険適用事業所の拡大や少子高齢化により被保険者数が減少する一方で、医療の高度化などにより一人あたり医療費は増加しており、国保運営において、今後さらに厳しさが増してくると予想されるところであります。

平成30年度の国民健康保険制度の改革から、今年度で8年目を数えます。

各市町は静岡県が策定した国民健康保険運営方針を踏まえ、事業実施することとされており、

運営方針では、保険料水準の統一に向けた取り組みを進めていくことが述べられております。国の方針では、このスピードを早めるよう求められていることから、令和9年度に予定をされている運営方針の中間見直し等において、統一に向けた方針が前倒しされることも予想されております。

このことを踏まえまして、本市においても、より適正な運営に努めてまいりたいと考えているところです。

さて本日の会議でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の改正及び令和8年度から新設される「子ども・子育て支援納付金課税額分」、この税率設定についてのご議論をいただくこととなります。

後程事務局より説明をさせていただきますので、委員の皆様による活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○国保主幹

齊藤市長ありがとうございました。続きまして、加藤会長からご挨拶をいただきたいと思えます。加藤会長よろしくようお願い申し上げます。

○会長

どうも。こんにちは。

本日は令和7年度第2回熱海市国民健康保険運営協議会を開催するにあたり、委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

国民健康保険運営協議会会長の加藤でございます。開会に先立ちまして、簡単にご挨拶を申し上げます。

先ほど市長さんのご挨拶にもありましたが、国民健康保険は被保険者数が減少する一方で、医療費の負担は依然として大きく、国保運営は厳しい状況でございます。医療保険制度において、これまでの健康保険証から、マイナ保険証への利用を基本とする仕組みへ本格移行されるなど、国保制度を取り巻く環境は大きく変化しているものと認識いたしております。

近年の制度改正等も踏まえ、まずは現状を把握し、情報共有を行いながら、熱海市の国保事業の安定的な運営を図られるよう、委員の皆様のご協力を賜りたいと存じます。

さて本日の議題は、国保税の賦課限度額の改正及び令和8年度から新設される「子ども・子育て支援納付金課税額分」の税率設定についてでございます。

その他、令和6年度熱海市国民健康保険事業特別会計の決算報告等がございます。委員の皆様

におかれましては、本日の協議会の円滑な運営と、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○国保主幹

加藤会長ありがとうございました。続きまして、委員の皆様のご紹介になりますが、昨年8月に開催した第1回運営協議会の際にご挨拶をいただいておりますので、お手元の運営協議会委員名簿をもって代えさせていただきたいと存じます。またお時間の都合上、国民健康保険事業に携わります職員につきましても、所管職員名簿をもって代えさせていただきます。

それでは早速ですが、次第の4. 諮問に移りたいと思います。

熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正等について、市長から諮問をさせていただきます。

齊藤市長、加藤会長は前の方にお進みくださいますようお願い申し上げます。

<市長、会長ともに、前列の所定位置まで移動>

○市長

熱海市国民健康保険運営協議会会長 加藤正春 様。

熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正等について、諮問。

熱海市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

1. 熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について
2. 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について

令和8年1月15日 熱海市長 齊藤 栄

よろしくお願いいたします。

<市長、諮問書の1ページを朗読後、諮問書を会長に手渡す>

○国保主幹

お戻りください。

<市長、会長ともに、自席に着席>

なお、各委員におかれましては、諮問書の写しを配付させていただきますので、しばらくお待ちください。

<事務局、諮問書を手分けして各委員、報道へ配布>

○国保主幹

それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○会長

はい。それでは議事進行を務めさせていただきますが、会議の進行につきましては、皆様方のご協力をいただけますようお願い申し上げます。

なお本日の会議の議事録署名人についてであります。慣例により、私の方から指名をさせていただきます。

公益代表から坂本委員、そして被保険者代表から齊藤委員の2人とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは事務局より諮問書の朗読をお願いいたします。

○市民生活課長

はい、会長。市民生活課長の荒田でございます。よろしくお願いいたします。

諮問書に添付の諮問事項の内容を読み上げさせていただきます。

諮問事項1 熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について。

地方税法施行令が令和7年4月1日に一部改正され、改正後の同施行令第56条の88の2第1項及び第2項に規定する国民健康保険税の基礎課税限度額（医療分）が65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税限度額（後期分）が24万円から26万円に引き上げられたところである。

この改正については、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条の規定に基づき、医療保険制度改革の一環として、国民健康保険被保険者の公平な税負担の観点から、過重になっている中間所得者層の負担を軽減し、高所得者層に応分の負担を求める考えなどから、必要な措置が講じられたものである。

本市においても、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、令和7年度における改正後の地方税法施行令に基づき、国民健康保険税医療分の賦課限度額を1万円引き上げて66万円に、後期分の賦課限度額を2万円引き上げて26万円とする改正を行うものとする。

実施期日 令和8年4月1日

次のページをお願いいたします。

諮問事項2 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新たな仕組みとして、政府が全ての医療保険者・被保険者に負担を求める、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることである。

これを受けて国保保険者である県内各市町は、静岡県に納入する子ども・子育て支援納付金に充てるため、令和8年度から子ども・子育て支援納付金課税額分として、新たに国民健康保険税

を賦課する必要が生じている。

本市においても、全ての医療保険者・被保険者に対する公平な支援金負担の社会的要請に応じ、国民健康保険税の新たな課税区分となる、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割率を100分の0.27に、被保険者均等割額を1,700円に、18歳以上均等割額を100円に、賦課限度額を3万円に設定するものとする。

実施期日 令和8年4月1日、以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。それではこれから議題に入りますが、市長は他の公務のため一旦退席されます。委員の皆様ご了承をお願いいたします。

○市長

委員の皆様、ご審議をよろしくをお願いいたします。

<市長退席>

○会長

それでは次第に従いまして、議題の審議事項1.熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について。審議事項2.熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について、事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金室長

保険年金室の下田です。よろしくお願いいたします。

大変失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは本日お配りをしております、横版の資料、令和7年度第2回熱海市国民健康保険運営協議会資料をご覧ください。

資料の3ページをご覧ください。

審議事項1.熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正についてでございます。

令和7年度中の地方税法施行令の改正により、国保税の医療分の限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額が24万円から26万円に引き上げられております。

賦課限度額の引き上げにつきましては、限度額に到達せず、過重となっている中低所得者層の負担を軽減し、高所得者層の応分の負担を求める措置でございます。

つきましては、施行令の限度額に合わせ、医療分の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を24万円から26万円に引き上げることとし、令和8年度から改正しようとするものでございます。

賦課限度額を法改正通りに引き上げた場合、試算では 159 万円ほどの保険税調定額の増額となり、限度額を超過する世帯は、医療分後期分ともに 4 世帯ほど減少する見込みでございます。

次に、審議事項 2. 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新たな仕組みとして、政府がすべての医療保険者、被保険者に負担を求める、子ども・子育て支援金制度が令和 8 年度から創設されます。

詳細につきましては、5 ページをご覧ください。こちらの別紙に記載のとおりであります。

1. 子ども・子育て支援金制度とは、国は、こども未来戦略(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、総額 3.6 兆円の予算を充てる、こども・子育て支援加速化プランをとりまとめました。

その後、子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が令和 6 年 6 月 12 日に成立いたしました。

令和 8 年度以降、医療保険者は医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料等と合わせ、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、子ども・子育て支援納付金として国に納付をいたします。

支援金は段階的に増額となり、国全体で令和 8 年度 6,000 億円、9 年度 8,000 億円、10 年度 1 兆円規模となる予定でございます。

こども未来戦略加速化プランに基づく給付等の拡充については、ページの左下の表でお示したとおり、児童手当の抜本的拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度の創設などが予定されております。

市町村国保や会社の保険者である被用者保険などの医療保険者は、これらの給付等の拡充に充てるための費用として、各保険の被保険者様から、保険料の一部としてこれを徴収し、子ども・子育て支援納付金として納付することとなります。

次に、隣になりますが国民健康保険税についてでございます。

国民健康保険税は、医療費の財源となる医療分、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる後期分、40 歳から 65 歳未満の介護保険第 2 号被保険者の方が納める介護分の 3 区分から構成されております。

これらに加え、令和 8 年度からは新たに、子ども・子育て支援納付金分の賦課・徴収が必要となります。ただし、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までの子どもに係る均等割は賦課

されません。

次に3.被保険者への影響についてでございます。

国の試算によりますと、国民健康保険の加入者1人当たりの支援金月額、平均負担額ですが、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みとされております。

すみません。引き続き4ページに1度お戻りください。

県内各市町は、静岡県に納付する子ども・子育て支援納付金に充てるため、令和8年度から子ども・子育て支援納付金課税額分として新たに国民健康保険税を賦課することになります。

ページの下段の表をご覧いただきたいと思います。

令和8年度の本市の子ども・子育て支援納付金については、静岡県から支援納付金算定額として提示され、これに充てるための税率についても、標準保険税率として合わせて提示されている状況でございます。

静岡県が現在提示する支援納付金算定額26,971,606円を納付するための本市の標準保険税率は、所得割率0.27%、均等割額と18歳以上均等割額の均等割額合計は1,885円、均等割額1,787円、18歳以上均等割額98円、賦課限度額が3万円とされております。

この標準保険税率をもとに、本市が算定した保険税率(案)は、所得割率0.27%、均等割額と18歳以上均等割額の均等割額合計は1,800円、その内訳は均等割額1,700円、18歳以上均等割額100円で、賦課限度額が3万円となります。

本市の保険税率案ですが、標準保険税率をベースに100円単位で端数調整をさせていただいた額となります。なお18歳以上均等割額とは、10割軽減される18歳未満の子どもの均等割総額を18歳以上の被保険者で負担する仕組みでございます。

説明は以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明があった事項につきまして、事前に質問はなかったようですが、この場で何かご質問やご意見があったらどうぞ挙手をお願いいたします。

<質問事項なし>

それではご意見もないようですので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。事務局案の通り答申することを賛成する委員は挙手をお願いいたします。

<出席委員全員挙手>

○会長

ありがとうございました。全員挙手ということで、本件については事務局提案の通り決しました。事務局は早速答申原案を作成していただきたいと思います。

それでは答申原案ができるまで、次の議題に進行させていただきます。

議題の報告事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

○保険年金室長

はい。それでは引き続き報告事項についてご説明をさせていただきます。先ほどの横版の資料の6ページをご覧ください。

はじめに、次第の報告事項1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算概要についてご説明いたします。

まず決算の状況でございますが、歳入につきましては、歳入総額42億5,876万7,890円、前年度との対比で91.7%、3億8,728万3,265円の減収となりました。

歳出については、歳出総額42億4,054万2,011円、前年度と対比で91.8%、3億7,677万3,167円の経費減少となりました。

歳入から歳出を引いた余剰金は1,822万5,879円となり、翌年度への繰越しとしております。

歳入歳出の減少理由としましては、被保険者数の減少が大きな要因となっております。

決算の表の右側に年度末の被保険者数の表がありますが、令和6年度末時点の世帯数は5,773世帯、前年度との対比で93.8%、384世帯の減少。

被保険者数は6年度末現在7,661人、前年度との対比93%、579人の減少となりました。

次に、国民健康保険事業基金の状況でございます。この基金は、国民健康保険事業の健全な運営に資するために設置をされておりますが、令和6年度中に5,200万円を取り崩し、64万7,260円の定期預金利息を積立てとしております。

令和7年5月末時点の保有額は12億2,520万5,932円となっております。

先ほど、特別会計の決算上は1,823万円弱の余剰金が生じているとご説明をさせていただきましたが、こちらの収入につきましては、令和5年度からの繰越金が2,873万円、基金の取崩し分が5,200万円含まれております。

これらを除きますと、令和6年度、単年度だけの収支で6,250万円の赤字となっております。

続きまして、次第の報告事項2. 令和8年度国民健康保険事業特別会計の当初予算の概要でございます。7ページをご覧ください。

予算につきましては単位を1,000円単位としております。

こちらの金額ですが、予算原案示達時点のものでございます。この段階で人件費や事業費納付金など、まだ数字が確定していないものもございますので、最終的には変更がある予定ですが、歳入歳出ともに44億7,610万円となっております。

令和7年度当初予算と比較いたしますと、1億1,560万円の減となっております。歳入減少の主な要因でございますが、被保険者数の減少により、保険給付費が減少となることから、県の保険給付費等交付金も減少することによるものでございます。

歳出の減少の主な要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減によるものでございます。

なお、国民健康保険事業費納付金につきましては、昨年度までは県が運営する、県の事業基金が活用され、納付金総額が引き下げられた後に、各市町に提示されておりましたが、静岡県より県の事業基金の枯渇により、この対応ができなくなったとのことから、令和8年度より、引き下げ前の納付金額が請求されることになりましたので、大幅に金額が増えているという状況でございます。この傾向につきましては、今後もしばらく続くものと推察されます。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。今のご報告に対して何かご意見がありますでしょうか。

<質問事項なし>

○会長

ないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。その他、令和8年度に予定されている審議案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○国保主幹

会長、恐れ入ります。その前に保険税の軽減税率の軽減判定基準の改正につきまして、税務課から、保健事業の報告について、健康づくり課からご説明の方をさせていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○課税室長

税務課の芹澤です。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。私からは、報告事項の3についてご説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。

3. 国民健康保険税の軽減判定基準の改正についてご説明いたします。

この改正につきましては、昨年1月の本運営協議会においてお伝えしておりますが、昨年3月に正式に関係法令の改正が行われ、本市においても、熱海市国民健康保険税条例を改正し、本年

度から反映しておりますことをご報告いたします。

国民健康保険税では低所得者の軽減措置といたしまして、所得に応じて均等割、平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みがございます。

昨年4月1日に施行された地方税法施行令の一部を改正する政令により軽減措置のうち、5割及び2割軽減の判定基準額が引き上げられたことに伴い、本市の条例も改正し、令和7年度以降の軽減判定基準額を引き上げました。

具体的には資料8ページの表の通り、軽減判定所得の算定において、世帯の各被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減で1万円、2割軽減で1万5,000円引き上げております。

なお、国は令和8年度も5割及び2割軽減の判定基準額も引き上げる方針としております。

具体的には、今回引き上げた世帯の被保険者の数に乗すべき金額を更に5割軽減で5,000円、2割軽減で1万円引き上げるとしております。

関係法令の改正が行われた後、本市におきましても条例を改正し、令和8年度以降の軽減措置に反映するものいたします。

税務課からは以上でございます。

○国保主幹

ありがとうございます。

○会長

はい。ありがとうございます。

○国保主幹

恐れ入ります。続きまして、報告事項4.令和7年度保健事業の報告につきまして、健康づくり課の方からご説明をさせていただきます。お願いいたします。

○会長

はい、報告事項ですね。どうぞ。

○健康づくり室長

はい。報告事項の4.令和7年度保健事業の実施状況を報告させていただきます。

健康づくり課の鹿田と申します。着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

資料の方は別の資料を用意しております。縦の資料をお手元にご用意いただきたいと思います。

本市の国民健康保険加入者に対する保健事業は健康づくり課で行っております。保健事業自体は、令和6年3月に改定をした第三期データヘルス計画に基づいて行っております。

この計画には本市の健康課題として掲載しておりますが、本市の特徴としましては、生活習慣

病の早期発見早期治療につなげるために実施している特定健診の実施率が低いこと。

また、生活習慣病が重症化してから医療にかかる傾向があることが医療費分析から判っております。これら健康課題に対して、様々な健康・保健事業を行っておりますので報告をさせていただきます。

まず1ページから、

(1) 重症化予防です。

特定健診を受診した方の中から、生活習慣病の罹患者または予備軍を対象に、健康教室を実施しております。検査結果から糖尿病、高血圧、脂質異常症の方を対象としまして、運動や、栄養をテーマとした全7回の教室を行っております。また慢性腎臓病の疑いのある方を対象にCKD予防教室も行っております。

いずれの教室も、教室に参加できなかった方、またより検査結果に心配のある方には、こちらからご連絡をして健康相談を行っております。

次に1ページの下の部分、慢性腎臓病重症化予防プログラムです。こちらは慢性腎臓病になる原因疾患として多い糖尿病患者に対していち早く介入し、重症化を予防するためにプログラムを作成し、慢性腎臓病への移行を阻止するため、様々な取り組みを行っております。特に今年度力を入れて行った事業は、表の下の部分ハイリスクアプローチの③ハイリスク者に対する取り組みは、かかりつけ医と連携を図り、かかりつけ医から保健指導の依頼を受け、保健指導を実施するというような取り組みを始めました。かかりつけ医からの依頼があるため、対象者の受け入れは非常によく指導件数も今年は増えております。

次のページ、未治療者受診勧奨事業です。

糖尿病、高血圧、脂質異常の疑いや診断をされた方が、必要な受診に繋がっていない方に対して、通知勧奨または電話による健康相談を行っております。

冒頭にお伝えした通り、本市の健康課題の1つである生活習慣病が重症化してから受診する傾向にあるため、この事業は継続して行ってまいりたいと思っております。

(2) 重症化予防、癌です。

癌検診の受診率を向上させるため、インセンティブ事業を行っております。これは受診をすると熱海の名産品等の引換券を送付するというインセンティブを付与するサービスを行い、受診行動に繋がることを目的に実施しております。また若い方の癌検診、特に女性特有の癌を予防するため、検診の受診勧奨通知なども行っております。

次に(3) 生活習慣病発症予防・保健指導になります。

ここに書いてあります特定保健指導とは、特定健診の結果から、特にメタボリックシンドローム予防のために減量を行う必要のある方に対し、3ヶ月間の保健指導を行います。検査している実績は12月2日時点の実績ではありますが、現在も順次行っておりますので今後も伸びる予定でおります。

(4) 早期発見・特定健診です。

冒頭でお示しした通り、本市の特定健診の受診率は県下では下位のところに位置しております。この受診勧奨を進めるために、次のページにも書いてありますインセンティブ事業、人間ドック助成事業等様々な取り組みを取り組んでから、受診率が緩やかではありますが、伸びを見せており、令和元年に31.7%であった受診率が、令和6年度34.8%と3.1ポイント上がっております。これら事業も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

12月2日時点の受診率を掲載しておりますが、こちらもまた、来月2月には特定健診を受診していない方を対象に追加健診というものが行われますので、今後も受診者は伸びる予定になっております。

(5) 健康づくりです。生活習慣病予防をするだけでなく、口腔からの健康を市民の健康づくりをサポートする各種事業に取り組んでいます。う歯予防事業、歯周病検診、サロン支援などです。

5ページ、(6) 介護予防・一体的実施になります。

市民の健康に対するサポートは本課だけではなく、介護予防事業、後期高齢者医療に関する75歳以上も対象とすることから、関係各課と連携を図りながら保健事業の実施をしております。

最後に(7) 社会環境・体制整備として、医療費抑制を目的に保険年金室と連携を図りながら、重複・多剤投与者対策、後発医療品ジェネリック医薬品普及なども行っております。

報告は以上になりますけれども、先ほどお伝えしましたデータヘルス計画という計画が来年度中間評価の時期を迎えます。来年度目標の達成を評価し、計画の軌道修正などを行う予定となっております。

以上になります。

○会長

はい。ありがとうございました。その他に、運営委員の皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

それでは、その他として、令和8年度に予定される審議案件について、事務局から説明をお願いいたします。それで他にはよろしいですか。

○保険年金室長

はい。それでは今後予定されております本協議会での審議案件について、ご説明をさせていただきます。

先ほどの横版の資料の9ページをご覧ください。

現時点で予定されております審議事項は2点ございまして、いずれも国民健康保険税の改正に関するものとなります。

①の介護納付金分の賦課方式の変更につきましては、静岡県国民健康保険運営方針において、令和8年度末までに県内すべての市町で、介護納付金の平等割を廃止し、所得割と均等割の2方式に変更することが定められておりますので、熱海市においても令和9年度賦課分からこれを適用し、合わせて現行税率を見直す方向で検討し、お諮りをする予定でございます。

次に②の子ども・子育て支援納付金課税額分の改正につきましては、子ども・子育て支援納付金は先ほどご説明させていただきましたが、段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度で1兆円規模となる予定でございます。

これに伴い、支援納付金課税額分についても、令和8年度中に静岡県から示される標準保険税率の改定情報をもとに、当該税率を改正する方向で検討しお諮りする予定でございます。委員の皆様には引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長

いろいろとありがとうございました。委員の皆様には何かご質問等はございませんでしょうか。

<質問事項なし>

来年度は、すでにこの協議会で審議する案件が予定されているとのことであります。引き続き委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、先ほどの答申の原案ができたようでありますので、諮問に対する答申について決定したいと思います。事務局は、答申原案を配布してください。

<会長以下、関係者に答申原案を配布>

○会長

それでは配布されたようでありますので、答申原案について事務局より説明をお願いします。

○市民生活課長

はい、会長。それではお配りいたしました答申原案について説明をさせていただきます。資料を2枚めくっていただきまして、3枚目をお願いいたします。

読み上げます。

答申事項

熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正等に関する諮問事項については、以下のとおり答申する。

1. 熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について。

既に改正されている令和7年度における改正後の地方税法施行令に基づき、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を26万円に引き上げを行うことは妥当と認める。

実施期日 令和8年4月1日

2. 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、国民健康保険税の新たな課税区分となる子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割率を100分の0.27に、被保険者均等割額を1,700円に、18歳以上均等割額を100円に、賦課限度額を3万円に設定することは妥当と認める。

実施期日 令和8年4月1日

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明に対しまして、何かご意見等ございますでしょうか。

<意見等なし>

それではご意見ないようですので、事務局から示された答申原案のとおり答申することでご異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

○会長

はい。ありがとうございました。

ご異議ございませんでしたので、答申案の案を削りまして答申とさせていただきます。事務局は答申書の準備をお願いいたします。

なお答申書ができるまで10分ほど時間がかかるということでもありますので、しばらく休憩をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○国保主幹

16時25分頃までよろしいでしょうか。お願い申し上げます。

○会長

お願いします。

<休憩中に市長が到着。全員が着席後>

○会長

ただいまから答申に移りたいと思います。

市長は前へお進みください。

<会長、市長ともに前列の所定の位置まで移動>

○会長

熱海市長 齊藤 栄 様

熱海市国民健康保険運営協議会会長 加藤 正春

熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正等について、答申。

令和8年1月15日付け、熱海市第340号において諮問のあった、熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正等について、慎重に審議いたしました結果、次のとおり答申いたします。

答申事項

1. 熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

既に改正されている令和7年度における改正後の地方税法施行令に基づき、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を26万円に引き上げを行うことは妥当と認める。

実施期日 令和8年4月1日

2. 熱海市国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金課税額分の税率設定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、国民健康保険税の新たな課税区分となる子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割率を100分の0.27に、被保険者均等割額を1,700円に、18歳以上均等割額を100円に、賦課限度額を3万円に設定することは妥当と認める。

実施期日 令和8年4月1日

以上になります。

<会長が答申書を市長へ手渡す>

<会長、市長ともに自席へ戻る>

○会長

私どもの議論の結果はただいまのとおりでございます。この答申をもとに、今後よろしくお願
いいたします。

それでは、市長から一言いただきたいと思えます。お願いします。

○市長

本日は国保運営協議会の加藤会長を始めまして、委員の皆様におかれましてはご審議をいた
き、ありがとうございました。ただいま加藤会長から答申をいただきました。

この答申内容に基づきまして、国民健康保険税の賦課限度額の改正、そして子ども・子育て支
援納付金課税額分の税率設定に係る条例改正を行ってまいりたいと思えます。

今後とも、熱海市の国保制度のより一層の充実に向けまして、ご意見を賜りますようお願い申
上げます。本日は誠にありがとうございました。

○運営委員一同

ありがとうございました。

○国保主幹

皆様、長時間本当にありがとうございました。最後に事務連絡でございますが、本日お車でい
らした方で、市役所の中央駐車場へ駐車された方は、駐車券の処理をさせていただきますので、
受付までお申し出くださいませ。

以上でございます。皆様本日は誠にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

【閉会】午後4時38分